

もくじ

被ばくなしの原子力防災はありえるのか？	1
活断層認定で廃炉しかない敦賀原発2号機	2
原発「新規制基準」の規則案パブコメ2000件超	3
大飯原発の停止を求める4・30規制庁交渉報告	4
ちくりん舎(市民放射能監視センター)が測定受付開始	5
パンフレット紹介	6
福島ほかほかプロジェクト	7
フクロウ・カフェご案内	8
FDTV	8
活動日誌(4月15日~5月24日)	8
会員・サポーター募集	8

フクロウの会

(福島老朽原発を考える会)

●フクロウの会は放射能汚染や事故の心配がなく、放射性廃棄物を生み出さない社会、すなわち原発のない社会をめざして首都圏で活動してきた団体です。

●今回残念ながら福島で重大な事故が起きてしまいましたが、事故による人々の被ばくが少しでも少なく抑えられるよう事故直後から情報提供、放射能測定プロジェクト、国や自治体への働きかけなどの活動を行ってきました。

●そんなフクロウの会の様々な活動を支えるための会員・サポーター・資金カンパ募集中です。ご協力いただけますと幸いです。

【カンパ送り先】

- ゆうちょ銀行からの振替
- 口座記号番号
00130-9-655439
- 口座名称(漢字)
福島老朽原発を考える会
- 口座名称(カナ)
フクシマロウキウゲンパツヲカンガエルカイ
- 他の金融機関からの振込
- 銀行名= ゆうちょ銀行
- 金融機関コード 9900
- 店番 019
- 預金種目 当座
- 店名 〇一九店(ゼロイチキョウ店)
- 口座番号 0655439

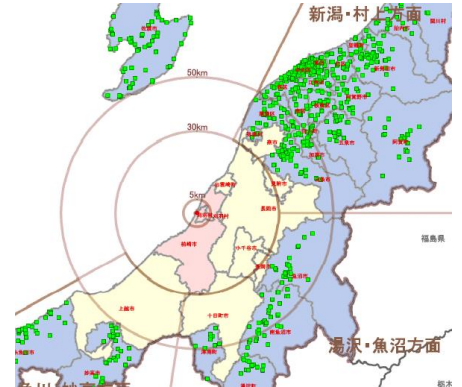
フクロウの会(福島老朽原発を考える会)のブログ...<http://fukurou.txt-nifty.com/fukurou/>

被ばくなしの原子力防災はありえるのか？ 柏崎刈羽原発を抱える新潟県の地域防災計画からみえてくるもの

原子力規制委員会は原子力防災指針を強引に制定し、原発立地自治体及び周辺自治体に対し、地域防災計画の策定を急がせています。しかし地域防災計画には多くの問題点があります。新潟県を例にみていきましょう。

◆避難を想定する範囲が狭すぎる

規制委は、再稼働に向けて地域防災計画の策定を急がせるために、原子力防災重点地域の範囲を先に決めました。原子炉の状況により、放射能放出前に避難を開始するPAZを原発から5km、放射能放出後に観測される線量によって避難を開始するUPZを原発から30kmとしました。(図は新潟県の市町村による研究会が策定したもの)



避難を開始する線量の基準は後から定めたのですが、規制委は、福島原発事故で用いた20mSv/年の基準に対応する20μSv/時を採用しました。ところが、福島原発事故では、避難区域となった飯館村は原発から30~45kmの距離にあります。原発から約60km離れた福島市でも、3月15日の午後に24μSv/時にも達しました。UPZが30kmでは狭すぎるのです。

私たちは、UPZを50km以遠に広げるよう要請しましたが、規制委は聞き入れませんでした。その代わりに、指針にUPZ外でも避難が必要な場合があることを明記しました。

しかし、今各地で策定されている地域防災計画では、UPZの30km内からの避難しか想定していません。30kmの外側は、避難者の受け入れの計画しかないのです。指針に従っていないのですが、規制庁が道府県の担当者に行った説明文書を見ると、30km以遠でも避難が問題になることを全く説明していません。指針に従っていないのは規制庁自身なのです。

柏崎刈羽原発で重大事故が発生した場合、避難が必要な範囲は30kmを大幅に超えます。30kmを超えたところでやれやれと避難所に入ったところに放射能雲(プルーム)が到達するという、福島原発事故で生じた悲劇を繰り返すことになりかねません。

◆放射能が来る方向に逃げる？

新潟県内の市町村の研究会が策定した暫定計画では、原発の風向き別に30km圏内の避難者を特定し、移転先を明示しています。長岡市は、新潟・村上方面に避難し、そこで受け入れてもらうという計画になっています。では、風が原発から新潟・村上方面に吹いている場合はどうなるのか、それでも長岡市は、新潟・村上方面に避難ということになっています。放射能雲は、30kmでびたっと止まり、30km以遠には行かないとでもいうのでしょうか。放射能が飛んでいく先にわざわざ避難しなければならないというのが今の計画です。



◆自家用車は使えるのか？

新潟県長岡市が策定した地域防災計画によると、避難は原則自家用車でいい、自家用車では避難できない人に対して、バスを使うことになっています。福島では、主に自家用車が使われ、比較的速やかに避難が行われました。しかし、地震や津波により、道路が分断される、液状化現象で車が通れなくなる、冬の雪の日で通行止めが各所に生じる、各所で大渋滞が発生する、といったことが予想される状況で、いつでもうまくいくとは限りません。

東海地震に備えて地震防災が進んでいる静岡県は、自家用車は乗り捨てて、徒歩などで避難するよう呼びかけています。しかし、原発の事故は一刻を争うものです。徒歩での避難というのも非現実的です。現状の計画では、地震や津波と原子力事故が重なる複合災害について十分に考えられているとはとても思えません。

◆放射線計測やヨウ素剤配布にも問題あり

避難を決める放射線の計測を誰がどのように行うのか、新潟県内の防災計画では明らかになっていません。静岡県の計画をみると、10km四方に1~2台のモニタリングポストを設置する計画になっています。10km四方の線量を1~2箇所代表させるというのはあまりに無理があります。しかもそれは30km以内で、30km以遠について設置の計画はありません。指針はUZP外でも避難が必要になる可能性を指摘していますが、測定ができなければ避難も難しいでしょう。足りないところは、自治体の職員が携帯の線量計を持って走り回ることになっていますが、それでは線量の把握が遅れ、住民の避難も遅れてしまう恐れがあります。

原子力防災指針では、福島原発事故の反省から、ヨウ素剤の事前配布を行うことになっています。しかし、事前配布の対象は、PAZの区域内だけです。しかし本当にヨウ素剤の事前配布が必要なのはその外側の

UPZないしはさらに外側の地域です。線量に応じて避難するのがUPZですが、線量が上がって避難だ、となった時には既に放射能雲が到達しており、ヨウ素剤はその前に服用しなければならないからです。

◆規制庁への不信を高める新潟県

新潟県は、原子力防災を巡り、規制庁・規制委への不信を高めています。発端は、昨年10月に新潟県が規制庁に宛てた質問状に、規制庁がきちんと回答しなかったことにあります。さらに、田中俊一規制委員長が、防災計画と再稼働の関係について発言がぶれたこと（現状で規制庁・規制委は、再稼働と防災計画は無関係だが、計画なしの再稼働では地元の同意が難しいだろうという見解）、いい加減な拡散シミュレーションなどが背景にあります。4月10日には知事が規制委に乗り込んで要請を行いました。委員長が対応せず、15分ほどで終わらされたことから、ますます怒りがあったということがありました。

また、新潟県が、刈羽村や柏崎市と行った防災訓練は、県がSPEEDIの結果からと言いながら、抜き打ちで避難先を変更するというユニークなものでした。これはSPEEDIの活用について答えない規制庁への当てつけでもありました。反省会は、県が規制庁をつるし上げるような場になったとのこと。

◆被ばくなしの避難はありうるのか？

これまでみてきたように、原子力防災指針や地域防災計画は福島原発事故を踏まえたものになっていません。線量が上がってからようやく避難を開始するというもので、住民の被ばくが前提となっています。被ばくなしに避難を行う計画が立たない以上は、原発の再稼働を許すことはできません。最低でも、避難が問題となる30kmないし50km圏の広域の自治体及びその住民が、再稼働の判断に関わることができるようになるべきでしょう。

活断層認定で廃炉しかない敦賀原発2号機 「疑わしきは活断層」の原則を大飯原発3・4号機にも適用を！

原子力規制委員会は、敦賀2号機の建屋直下を走るD-1破砕帯について、耐震設計上考慮する活断層と認定しました。

同じ敷地内を走る浦底断層について、渡辺満久・東洋大学教授、中田高・広島大学名誉教授など変動地形学者は、早い時期から、原電による調査と活断層ではないという結論、そしてそれを追認するだけの原子力安全・保安院の審査に疑問を呈していました。2008年に中田氏が主査を務める原子力安全委員会の審議会において問題提起を行うと、保安院は原電に試掘溝調査を指示、その結果、原電がしぶしぶ活断層と認めた経緯がありました。

浦底断層から派生するD-1破砕帯も、浦底断層の活動に伴い動くことを前提にすべきで、早々にクロの判定がなされると思われました。しかし原電は執拗に抵抗し、再調査結果を待つように訴えました。（図は5/22付東京新聞より）



今回の認定で規制委は、まずD-1 破砕帯が浦底断層に交差する付近で見つかった断層について、活断層と認めた上で、この断層とD-1 破砕帯が一連の構造である可能性が高く、D-1 も活断層であるとしています。規制委は耐震安全審査指針に従い、活動性が否定できない限りは活断層とみなす、すなわち「疑わしきは活断層」の原則を貫いたのです。再調査結果を待てど泣きつく原電の要求を退けたことも注目に値します。

原電は「議事運営が不公平」「結果ありきの個人的意見だ」と不満を述べ、場外でも、経営危機を訴え、これに呼応して自民党が規制委を批判するなど圧力をかけています。規制庁を通じて、有識者に抗議文を送っていたことも明らかになりました。

それでも規制委は、活断層の認定を行いました。原発の重要施設を活断層の上に立てることはできません。敦賀原発は廃炉にするしかありません。

稼働中の大飯3・4号機についても、規制委の調査が続けられています。破砕帯が活断層であるという渡辺氏らの指摘に、どの有識者も否定できない状況です。規制委は敦賀原発と同じ原則に立ち、関西電力のだから調査を待つことなく、早々に活断層の認定をすべきです。

敦賀原発と同じ姿勢を大飯原発の評価でも貫いて！直ちに活断層の認定を！と規制委に声を送りましょう！



原子力規制庁広聴広報課 03-5114-2105
安全規制管理官（地震・津波安全対策担当）付
有識者会合担当 03-5114-2119

原発「新規制基準」の規則案パブコメ 2000 件超 多重事故の想定なし・被ばく基準のまやかし

原発「新規制基準」の規則案についてのパブコメの受付が締め切られ、検討チームによる検討がはじまりました。2000 件を超える意見が寄せられ、規制庁による対応案が示されましたが、語句の修正がほとんどで、根本的な指摘に対してはほとんど反映しない方針です。問題と思われる事項の中から2つについて解説します。

◆地震や津波に起因する多重事故の想定なし

福島原発事故は、地震と津波に起因して、電源を含め、さまざまな機器の機能が失われ、事故が拡大していきました。この事故を教訓にすれば、これまでの設計基準の原則である「単一故障」の仮定（一つの原因で事故が発生し、一つの安全機能が故障しても事故が収束できればよい）では不十分で、地震や津波などの「共通要因」による「多重事故」の仮定が必要となります。

そのため、新規制基準では、シビアアクシデントとよばれる重大事故については、安全設備に「多様性」を持たせることになっています。しかし、多様性があれば、必ず多重事故に対応できるとは限りません。複数の事故が同時に進行するような事故シナリオを評価すべきです。ところが、新規制基準では、重大事故の事故シナリオは、冷却水喪失事故や電源喪失事故などについて、単独の事故シナリオについて評価を求めただけで、それらが同時に発生するような事故について評価は不要とされています。地震や津波については、基準地震動や設計津波を超えなければよく、超えた場

合のことは考えないというのです。

パブコメの検討会合のやりとりで更田委員は、基準地震動や基準津波を超えた場合の事故シナリオについては、今年12月までに考え方をまとめて、電力会社に評価させるという話をしました。しかしこれは電力会社の自主的な取り組みとして課すものです。これを新規制基準の中に位置づけて義務化し、審議しなければ意味がありません。

◆重大事故時の放射能放出基準のまやかし

新規制基準は、従来の立地審査指針は取り入れず、全く無視しました。立地審査指針には仮想事故という事故時の住民の被ばくを、敷地境界で250mSv/年以下に抑える規定があります。福島原発の事故前ですが、これを100mSv/年以下にする議論が原子力安全委員会で行われていました。

パブコメの検討会合では、これに代わり、重大事故時の放射能放出総量を100テラベクレルにするという安全目標を取り入れる説明がありました。田中委員長は、この場合の被ばく線量は1mSvを大きく下回ると国会で答弁しています。しかしこれはまやかしです。立地審査指針では、放射性ヨウ素と放射性希ガスによる被ばくを想定しています。これに対し、100テラベクレルと言っているのはセシウム137だけです。放射性希ガスはフィルターでも取ることはできず、事故時にはそのまま放出されます。重大事故時の敷地境界での被ばく線量は250mSvを大きく上回ります。





【報告】大飯原発の停止を求める4・30規制庁交渉報告

フクロウの会ブログ 2013年5月3日のエントリーより

先日行われた大飯原発の停止を求める院内集会と政府交渉について報告させていただきます。

4月30日原子力規制庁交渉報告

大飯原発の運現継続に法的根拠なし

活断層3連動による耐震安全性評価は当然と認める
阪上 武

4月30日に参議院議員会館にて、大飯原発の3連動評価と原子力規制委員会による3・4号機の「現状に関する評価会合」を巡り、院内集会と原子力規制庁との交渉が行われました。連休の谷間でしたが、関西、首都圏の市民約60名が集まりました。規制庁側は、安全規制管理官付（PWR・新型炉担当）管理官補佐の布田洋史氏と安全規制管理官付（地震・津波安全対策担当）企画担当の牧野祐也氏が対応しました。

◆大飯3・4号機の新規制基準施行後の運転継続に法的根拠なし

原子力規制委員会は現在新基準の策定作業中ですが、他の原発とは異なり、大飯3・4号機については特例扱いにして、7月に新基準が策定された後でも、次の定期点検（9月）までの継続運転を許し、代わりに「大飯発電所3・4号機の現状に関する評価会合」で新基準との適合性を評価するとしています。しかしその法的根拠は曖昧です。まずはその点について質問しました。規制庁の布田氏は、3月19日の原子力規制委員会定例会合の資料として出された「田中私案」に記載があり、それが委員会で議論され、承認されたと説明しました。しかし、法的な位置づけについて確認すると、「現状評価」は正式な安全審査ではない、現状で大飯原発が動いている法的根拠は、現行法令に基づく許可だと説明しました。では、7月になって新規制基準が施行された場合に、大飯の運転を継続する法的根拠について聞きましたが、田中私案の説明を繰り返すだけで明確な回答はありませんでした。新規制基準施行後の運転継続に法的根拠がないことが明らかになりました。

◆活断層の3連動評価により基準を超えたら耐震安

全性の再評価が必要だと確認

続いて4月19日の「評価会合」に原子力規制委員会から提出された資料1-4及びそのときの島崎委員長代理の発言により、3連動することを前提とした評価をすべきだとの考え方について確認しました。関電が現行の700ガルが3連動では1.46倍（約1000ガルに相当）になると福井県に説明していることについては「承知していない」という回答でしたが、関電に3連動の評価をさせること、それにより現行の基準地震動を超えた場合に、大飯3・4号機の耐震安全性の評価し直しが必要となることについては、「当然である」との回答を得ました。

◆制御棒挿入時間2.2秒を超えたらどうなるのか

大飯3・4号機の制御棒挿入時間の評価について、評価基準値2.2秒は、設置変更許可申請書の添付書類八及び十に書かれており、それで審査されて設置許可を受けていることを確認しようと思いました。布田氏は、事故解析における評価基準値であることを認めた上で、設置変更許可申請書にある事故解析は地震を前提としておらず、地震時の制御棒挿入性能は、詳細設計にあたる工事計画認可書で受ける、そこでは2.2秒は「目安値」であり、電気協会の耐震設計技術指針により、挿入時間の評価値が2.2秒を超えた場合でも、過渡解析を行うことにより安全が確認できればよく、直ちに止めなければならないというわけではない旨を回答しました。

市民側は、地震時には評価基準値が突然に目安値となるというのは理解しがたく、保安院から得ていた文書回答の内容とも矛盾すること、設置変更許可申請書の添付資料十は事故解析だが、添付資料八は制御棒駆動装置の仕様であり、そこに挿入時間2.2秒以内との記載があるが、これは明らかに地震時かどうかに関わりないものであることなどを根拠に、2.2秒は地震時も基準値とみるべきだと主張しました。また、工事計画認可書にしても認可の手続きが必要で、具体的にどうなるのかについても聞きましたが、現時点で2.2秒を超えた訳ではないと逃げ、回答はありませんでした。再評価により2.2秒を超えた場合には、その時点で運転の法的な根拠を失うのは明らかだと思います。



◆破砕帯の調査中であるのにどうやって「現状評価」を行うのか

7月の新基準策定後の再稼働申請について、破砕帯調査を実施中の原発については、規制委員会での結論が出るまでは申請さえ行うことができないことになっていますが、大飯だけは特例で運転継続を許そうとしています。「破砕帯調査の実施中であるのに、なぜ新基準適合性の評価が行えるのか？」この質問は、規制委・規制庁による現状評価のもつ矛盾を端的に表すものとなりました。規制庁側はまず、破砕帯については調査中であり、活断層かどうかについて結論が出ていない、だから原発を止めることはできないとの論を繰り返しました。しかし結論が出ていないということは、活断層であることを否定できないということであり、運転継続を認めることこそできないこととなります。次に規制庁が強調したのは、現状評価会合で関電から資料を出させ、それにより安全上重大な問題が出れば止めることにしているというものです。しかし、関電からは、F-6破砕帯は活断層ではないという従来の資料が出るだ

けであることは明らかで、それを詳細に検討している規制委の調査団がまだ結論を出していないという状況であり、判断のしようがありません。規制庁は、破砕帯については調査を継続し、現状評価では基準地震動と基準津波について確認を行うとも述べましたが、それでは、新基準の適合性を確認するとの「田中私案」にも反することになります。しまいには、「大飯原発は運転しているから」と本音も出てきました。このような対応に市民側はいらだち、原発から数十キロのところに住んでいるが、そうした人の気持ちを考えてきちんと規制して欲しいとの訴えもありました。いずれにしろ、破砕帯調査中の現状評価について、安全上重要な部分で判断の根拠がなく、現状評価を行うこと自体に無理があることが明確になりました。新基準に「地すべり」が盛り込まれた件については、「地すべりが基盤に及んでいるかどうかの結論がまだ出ていない」との回答でしたが、これについても疑わしきは黒との判断基準に立てば、即刻原発を止める判断をすべきものです。

ゲルマニウム半導体測定器による放射能の高精度測定が可能に ちくりん舎（市民放射能監視センター）が測定受付開始



前号でお知らせしました、ちくりん舎が6月から測定受付を開始します。（5月受付開始予定でしたが、準備の都合で遅れました）。

4月16日から24日、ゲルマニウム半導体測定器の立ち上げと校正のために、フランスのACROからミレーン研究所長とオリビエ氏が来日しました。4月17日から19日までは立上げ校正、20、21日は福島県伊達市へ行き「ぼかぼかセミナー」参加と線量測定、サンプル採取、22日から24日はトレーニングと大変あわただしいスケジュールでした。いくつかトラブルもありましたが、ちくりん舎のメンバーの動きとお2人の協力での校正と測定作業トレーニングを終了しました。

4月下旬から5月一杯は、6人のボランティアオペレータのトレーニング、測定室の環境整備、測定データのファイリングシステムなど、誰が作業しても同じ結果ができることを目指し開所準備に集中しました。既に100検体近くのサンプル測定を行い、クロスチェックや検出下限のテストなどを終えて準備が整いつつあります。すでに数件の測定の問合わせや具体的な申し込みがあります。



ちくりん舎で校正準備中のミレーン氏（右）とオリビエ氏（中）

伊達市で線量調査と土壌サンプリング 深刻な汚染状況

4月21日には、伊達市で空間線量の調査と土壌や水などのサンプル採取ツアーを行いました。伊達市も放射能汚染度が高く、2011年には特定避難勧奨地点が設定されました。ところが伊達市は2012年12月に一方的に線量が低下したとし



て、この特定避難勧奨地点設定を解除してしまったのです。「まだまだ地域は線量が高く、避難指定が解除されても、戻れる状態ではない」と憤るお母さん達と連携して、汚染実態調査をおこなうことにしました。

汚染調査はフクロウの会だけでなく、FoE ジャパン、ちくりん舎のメンバーも参加しました。またちくりん舎の立上げのために来日していた、ACROの2名も参加しました。

伊達市は福島市内から車で30分程度のところですが、桃畑や田んぼ、畑が広がる自然豊かなところです。調査の日は何と雪でした。朝から降り続いた雪は7-8センチほどの積雪となりました。福島でも4月下旬のこんな大雪は珍しいそうです。雪の中で一行は、伊達市のお母さん方の案内で線量測定と土壌サンプリングを行いました。

伊達市の汚染状況はとても深刻なものでした。住宅街の道路わきで0.6マイクロSv/h、地表面では5マイクロSv/hのところなどもありました。田園地帯の中の農家の庭先でも0.7マイクロ程度です。家の周辺を除染しても、周囲の畑は除染できないので効果がありません。山あいの小国地区の住宅では、庭の除染を行っているにもかかわらず、地上1mで0.5から0.9マイクロSv/hもあります。土壌や井戸水などのサンプルはちくりん舎で分析、まとめ中です。フクロウの会のブログ等で発表しますので注目して下さい。



雪の中での調査（伊達市保原の住宅街）
市民レベルで高精度分析ができる
市民放射能監視センターへの期待

すでに、数件の問い合わせが来ています。東京湾の魚の汚染状況を分析、微生物を利用した土壌汚染の低減の研究など、市民レベルでの共同ラボとしてのちくりん舎への期待が大きいことが伺えます。

フクロウの会やFoE ジャパン等がこれまでも取り組んでいる、避難の権利や汚染地域での健康管理についても、測定、分析の意義はとても大きなものがあります。

皆さんの力で生まれたばかりのちくりん舎を大きく育てていただきたいと思います。



パンフレット紹介

シリーズ - 子どもたちの尿検査から見えてきたもの Vol.3
福島県「健康管理調査」で子どもたちの健康は守れない
継続検査で内部被ばく低減を

発行：2013年1月28日／福島老朽原発を考える会（フクロウの会）

フクロウの会で継続している子どもたちの尿検査結果や、それを通して見えてきた内部被ばくをめぐる問題について、新たなパンフレットを発行しました。前編以降、新たに検査した約90件近くの尿検査データに加え、2011年11月、2012年11月と2回にわたり継続調査したハウスダスト分析の結果も含んでいます。

入手ご希望の方はパンフレット(第3編)希望と書いて、冊数、送付先(郵便番号、住所)、氏名をご連絡ください。代金は振り込み用紙を同封しますので受け取り後振り込んで下さい。

2012年4月発行の続編、2011年11月発行の初編もあります。私たちの尿検査の目的、続けるなかで新たに判明したことなどの全体像を理解するうえでは初編、続編を合わせてお読みいただくことをお勧めします。ご希望の方はそれぞれ「続編」「初編」と書いて同様に申し込んで下さい。

ぽかぽかプロジェクト

猪苗代でのシェアハウスステイスタート



3.11と原発震災から2年以上が経ちましたがまだまだ放射能汚染が深刻な地域があります。「福島ぽかぽかプロジェクト」は、子どもたちが心身共にリラックスして、野外でのびのびと遊べる機会を提供するために、週末などに線量が低い場所に滞在してもらう民間保養プロジェクトです。これまで土湯・土湯峠温泉を中心にのべ2,900人を超える親子が参加しました(2012年1月～2013年3月)。また、夏休み期間中と冬休み期間中には3泊4日で「南房総青少年キャンプ」とのコラボ企画として、「千葉県南房総の海と里山で遊ぼう!」「千葉県南房総・たいぶさ岬で冬を遊ぼう!」と題した保養キャンプを実施。子どもたちは海や川、山で思いっきり夏休みと冬休みを過ごしました。5月からは新しく、猪苗代のシェアハウスでの共同自炊型のプログラムもスタートしました。共同自炊で地元の方のご協力も得てネイチャーツアー、交流会も実施しました。



福島ぽかぽかプロジェクトはみなさまのご寄附によって支えられています。

＜お振込み口座＞

- 1) 東邦銀行本店・普通口座 3697748
口座名義：わたり土湯ぽかぽかプロジェクト
代表 菅野吉広 (かんのよしひろ)
- 2) ゆうちょ銀行・記号 18230・番号 29132261
口座名義：わたり土湯ぽかぽかプロジェクト

※口座にお振込後、FAX またはメールなどで、
1)お名前(団体名)、2)金額、3)連絡先、4)メッセージ、
5)お名前・メッセージの公開可否などをご連絡下さい。
Fax:03-6907-7219(FoE Japan)

※頂いたご寄附は、高線量地域の子どもたちおよびご家族が、低線量地域で過ごすための宿泊費用や交通費、福島のみなさまに対する低線量被ばくや健康管理などに関する情報提供、プロジェクト運営費に使わせていただきます。節目毎に収支報告書も公開してまいります。

※実施の詳しい様子などはブログに掲載しています。ぜひご覧ください。

福島ぽかぽかプロジェクト事務局
〒162-0825
東京都新宿区神楽坂 2-19 銀鈴会館 405号
AIR 気付
Tel:080-6008-0808 Fax:03-5225-7214
E-mail: pokapoka.watari@gmail.com
Web: <http://ameblo.jp/pokapro/>
(主催: Save Watari Kids・子ども福島・
FoEJapan・フクロウの会)

※本プロジェクトは「わたり土湯ぽかぽかプロジェクト」としてスタートしましたが、第2期開始にあたり対象地域を拡大したこともあり、「福島ぽかぽかプロジェクト」と名称を変更いたしました。



